

レンタルサーバー販売パートナープログラム契約約款

第1条(契約約款)

NHN テコラス株式会社(以下「当社」といいます。)は、レンタルサーバー販売パートナープログラム契約約款(以下「本約款」といいます。)を定め、本約款に基づきレンタルサーバー販売パートナープログラム(以下「本プログラム」といいます。)を提供します。(以下、本約款に基づき本プログラムを提供する契約を「本契約」といいます。)

第2条(契約約款の適用範囲)

本約款は本プログラムまた本プログラムに付随して発生する全ての業務に適用します。

第3条(契約申込)

本契約の締結を希望する者(以下「契約希望者」といいます。)は、事前に本約款を確認し、同意した上で当社所定の手続きに従って申込みを行うものとします。

第4条(契約締結の承認)

第3条に基づく申込みの受領後、当社が契約締結を承認した場合は別途通知するものとし、当該通知を以って本契約が締結されたものとします。この場合において、当該申込みを行った契約希望者は、本契約の締結を以って本プログラムの販売パートナー(以下「販売パートナー」といいます。)となります。

第5条(本約款の承諾)

第3条に基づく契約の申込みを行った契約希望者は、当該申込みを行った時点で、本約款の内容を全て承諾しているものとみなされます。

第6条(表明保証)

販売パートナーは、本契約締結前、同契約締結時から同契約終了までのすべての時点において、次の各号の事項を表明し保証します。

- (1) 自己およびその従業員、役員等の構成員、株主、関連会社、その他契約者の実質的支配権を有する者等(以下総称して「関係者」といいます。)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (2) 自己およびその関係者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
- (3) 自己またはその関係者が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (4) 自己またはその関係者が、反社会的勢力に対して貸金等を提供し、または便宜を供給するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (5) 自己または第三者を利用して、当社に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、当社および当社の関係先等の名誉や信用を毀損せず、当社および当社の関係先等の業務を妨害しないこと。

第7条(契約の解除)

1. 当社は、販売パートナーが次の各号の一に該当したときは、何らの通知・催告を要せず本契約を解除することができます。なお、この場合において、当社は損害賠償その他何らの責任も負いません。

- (1) 当社の信用・名誉、又は当社との信頼関係を毀損させる行為があった場合
- (2) 当社への申告、届出内容に虚偽があった場合
- (3) 再販売を行う販売パートナーにおいて、当社に対する支払債務の履行の遅滞又は不履行があった場合
- (2) 販売パートナーの行為等が公序良俗又は法令等に違反した場合
- (3) 破産若しくは民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続開始の申立てを受け、または自ら申立てをした場合
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (5) 第三者より仮差押え、仮処分、差押え、強制執行若しくは担保権の実行としての競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) 解散、合併、減資、事業の全部又は一部の譲渡、事業の廃止又は変更の決議をした場合
- (7) 第6条各号に違反し、または違反するおそれがある場合
- (8) その他本契約に違反した場合
- (9) 本約款第17条のいずれかに該当することが判明した場合

(10) 前各号のほか、当社が契約の継続を不適切と認めた場合

第8条(販売パートナーからの契約解除)

1. 販売パートナーは、本契約の契約期間中であっても、いつでも本契約を解除することができるものとします。この場合、販売パートナーは当社に対してその旨を電子メールまたは書面により通知するものとします。
2. 前項の場合、本契約は、当社に販売パートナーからの契約解除の通知が到達した日をもって終了するものとします。
3. 本条に基づき本契約を解除する場合において、本契約に基づき再販売又は販売仲介を行った販売パートナーの顧客(以下「エンドユーザ」といいます。)がサービスを継続する場合には、販売パートナーは当該エンドユーザの引き継ぎ内容をメールまたは書面にて当社に報告するものとします。ただし、販売パートナーとエンドユーザとの間で交わされたシステム利用以外に関する契約(一例として保守サービス等の提供契約をいいますが、これに限られません。)がある場合は、販売パートナーがエンドユーザに対する全責任を有し、エンドユーザに対して当該契約の解除または引き継ぎ先の紹介等を行うものとします。

第9条(本約款の変更)

1. 当社は、本約款の内容を任意に変更することができるものとします。
2. 本約款の変更にあたっては、当社は民法第548条の4の規定に従うものとし、その内容を当社ホームページへの掲載その他当社が適当と認める方法により通知するものとします。
3. 変更された本約款の効力は、前項の通知において指定した日に生じるものとします。

第10条(販売パートナー業務)

当社は販売パートナーに対して、当社の提供するサービスを、エンドユーザに販売すること等に関して、以下に定める業務(以下、「本件業務」といいます。)を販売パートナーに委託し、販売パートナーはこれを受託します。

(1)再販売

販売パートナーは当社の定めたサービス利用料で利用権を購入し、別途定める「約款」に基づき販売パートナーの定めた価格でエンドユーザに再販売することができるものとします。

(2)販売紹介業務

販売パートナーがエンドユーザに当社を紹介し、紹介を受けたエンドユーザが新規に当社よりサービスを直接購入します。

第11条(サービスの購入及び販売紹介業務)

販売パートナーがエンドユーザに再販売を行う場合、販売パートナーは当社が提供するサービス購入用のWebページ(以下「販売パートナーページ」といいます。)より必要事項を入力しサービス申込みを行うことで、当社よりサービスの購入を行います。またエンドユーザへの販売紹介の場合には、販売パートナーがエンドユーザに販売パートナーページを案内しエンドユーザが直接販売パートナーページより必要事項を入力しサービス申込みを行うことで、当社よりサービスの購入を行います。

第12条(エンドユーザに対する責任)

1. 再販売の場合、販売パートナーは、エンドユーザが当社の提供する各サービスの「ご利用約款」及び「禁止事項」に反する行為を行わせない義務を負い、もしエンドユーザが違反した場合はその責任を負います。また、エンドユーザが「ご利用約款」及び「禁止事項」に違反した場合、当社は自己の判断により、即時にサービスの停止を行うことができるものとします。
2. 販売紹介の場合、販売パートナーは販売パートナーが当社に紹介したエンドユーザに対して、当該紹介時に、各サービスの「ご利用約款」及び「禁止事項」を遵守するよう指示するものとし、その後も継続してエンドユーザがこれらを遵守するよう最大限努めるものとします。エンドユーザが「ご利用約款」及び「禁止事項」に違反した場合、当社は自己の判断により、即時にサービスの停止を行うことができるものとします。

第13条(販売報酬)

1. 販売パートナーが各サービスを再販売若しくは販売紹介の方法にて、エンドユーザに販売した場合、次の各号の販売報酬金額を支払います。
 - (1) エクスビット(<https://www.xbit.jp>) 新規1契約につき3,000円(税抜)
 - (2) プレミアエクスビット(<https://www.premierx.jp>) 新規1契約につき6,000円(税抜)
 - (3) ギガーン(<https://www.gigaan.jp>) 新規1契約につき10,000円(税抜)

- (4) エクスフォーム(<https://www.xform.jp>) 新規1契約につき4,000円(税抜)
 - (5) エクスカート(<https://www.xcart.jp>) 新規1契約につき5,000円(税抜)
 - (6) エクスユニット(<http://www.xunit.jp/>) 新規1契約につき30,000円(税抜)
2. 前項の定めはオプション申込みには適用されません。
 3. 販売パートナーページ以外から購入されたサービスに関しては、販売報酬は適用されません。
 4. 販売報酬は各サービス申込後、当社にてエンドユーザからの当該サービスの利用料金(以下「料金等」といいます。)の支払を確認し、かつサービス申込日から30日を経過したものに対してのみ支払われます。

第14条(販売報酬の支払い)

1. 当社は販売パートナーの販売報酬を毎月末日に集計し、販売報酬の合算金額が3万円(税抜)を超えた場合に、3万円(税抜)単位で算出した販売報酬の合算金額に消費税を加えて振り込むものとします。また、販売報酬の端数については、次回に販売報酬の合算金額が3万円(税込)を超えるまで、翌月へ持ち越されます。
2. 販売報酬の合算金額が3万円(税抜)を超えない場合は、販売報酬の合算金額が3万円(税抜)を超えるまで翌月へ持ち越されます。
3. 本条第1項及び第2項に基づき、当社から販売パートナーへの振込が発生する場合は、締め日の翌月に当社から販売パートナーへ通知するものとし、締め日の翌月末日(以下「振込予定日」という)までに申込書に記載のある口座へ算出した販売手数料の合算額に消費税を加えて振り込むこととします。
4. 販売パートナーは、振込予定日を過ぎても当社からの振込が確認できない場合は、その旨を振込予定日から90日以内に当社に通知するものとし、振込予定日から90日以内に販売パートナーから申し立てがない場合は、販売パートナーは当該販売手数料債権を放棄したものとみなします。
5. 販売パートナーは、第7条又は第8条に基づき本契約が解除された時点で、販売手数料としての振込金額が3万円(税抜)を超えない場合には、当該販売手数料債権を放棄するものとします。
6. 振込手数料は当社の負担とします。
7. 当社はエンドユーザからの料金等の全部又は一部の支払が確認できない場合、料金等から当該支払が確認できない金額(以下「未払料金等」といいます)を控除して販売手数料を算出し、第3項の規定に従い販売パートナーに支払うものとします。なお、未払料金等に係る販売手数料については、エンドユーザから当社への支払を当社が確認した時点で、当該時点が属する算出期間の販売手数料に合算されるものとします。

第15条(秘密保持)

1. 販売パートナー及び当社は、本契約履行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下「秘密情報」という)を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 本契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前項の定めにかかわらず、販売パートナー及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求若しくは指導により開示すべき情報を、当該法令の定め、当該官公署の要求若しくは指導に基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、販売パートナー及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本契約履行目的の範囲内でのみ使用し、本契約履行上必要な範囲内で秘密情報を含む資料等(以下本条において「資料等」といいます。)を複製又は改変(以下本項においてあわせて「複製等」といいます。)することができるものとします。この場合、販売パートナー及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本契約履行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときまたは本サービス終了後、資料等(本条第5項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。)を相手方に返還または消去するものとします。但し、本サービスの仕組み上、販売パートナー又はエンドユーザ自らが秘密情報(次条に定める個人情報を含む)を消去できる

場合はこの限りではありません。

第16条(個人情報の取り扱い)

当社は、本契約履行のため販売パートナーより提供を受けた個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。)について、当社所定の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に記載された内容に基づき、適切に取り扱うものとします。

第17条(禁止行為)

本件業務を遂行するにあたり、販売パートナーは、以下の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本件業務の遂行にあたって、手数料の一部を対象エンドユーザーに対しキックバックする等金銭等の供与を行うこと。
- (2) 当社の部署、子会社あるいは当社の従業員であるかのような名刺、パンフレット、チラシ等を作成、使用し、本件業務を実施すること。
- (3) 対象エンドユーザーの承諾を得ずに販売情報を公表すること。
- (4) 当社から提供を受けたパンフレット等を改変すること。
- (5) 当社の信用を失墜させること。
- (6) 対象エンドユーザーに対し、本サービス内容の誤認・混同を誘引するような行為及び誇大広告をすること。
- (7) エンドユーザーに対し、詐欺・強迫的手段を用いて本件業務を行うこと。
- (8) 当社の事前の明示的な書面による承諾なくして、当社を拘束するような言動を行うこと。
- (9) 販売パートナーが個人である場合には、販売パートナーが、本契約を継続した状態で当社と競合する他の会社の社員・役員及び従業員になること。
- (10) 公序良俗に反する情報発信や販売、あるいはそれに類似する行為を行う事業者に対して本件業務を実施すること。
- (11) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと
- (12) 販売パートナーが反社会的勢力を援助・助長すること(反社会的勢力を顧客として本件業務を行う場合を含む。)

第18条(契約期間)

1. 本契約の契約期間は、第4条の契約開始日から1ヶ月を経過後最初に到来する3月31日までとします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに当社及び販売パートナーとも書面による異議のない場合には、期間満了の翌日から1年間延長し、以降も同様とします。
2. 本契約の有効期間が終了(第7条又は第8条に基づく解除を含む)した場合においても、第8条第3項、第15条、第16条、本条、第19条、第20条及び第21条の規定はなお有効に存続するものとします。

第19条(損害賠償責任)

販売パートナーは、本契約に違反したことにより当社に損害を与えた場合、当社に対し当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第20条(準拠法)

契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第21条(紛争の解決)

1. 本契約に関して販売パートナーと当社との間で疑義が生じた場合には、販売パートナー及び当社は、信義誠実の原則に従い協議するものとします。
2. 協議による解決を図ることができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定日

2023年2月1日